

佐賀県告示第 460 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 28 年 9 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
嬉野市 嬉野町 大字不動山	皿屋谷- 1 (443 -001_1) 皿屋谷- 2 (443 -001_2) 山本川内- 1 (443 -002_1) 山本川内- 2 (443 -002_2) 田手坂- 1 (443 -003_1) 田手坂- 2 (443 -003_2) 馬場 (443 -004) 上不動 1 - 1 (443 -001_1) 上不動 1 - 2 (443 -001_2) 上不動 2 - 1 (443 -002_1) 上不動 2 - 2 (443 -002_2) 上不動 3 (443 -003) 上不動 4 (443 -004) 上不動 5 - 1 (443 -005_1) 上不動 5 - 2 (443 -005_2) 上不動 6 - 2 (443 -006_2) 上不動 7 (443 -007) 上不動 8 (443 -008) 上不動 9 (443 -009) 上不動 12 (443 -010) 上不動 10 (443 -011) 上不動 11- 1 (443 -012_1)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上不動 11- 2 (443 -012_2) 国見 1 (443 -014) 国見 2 (443 -015) 上不動 14 (443 -016) 上不動 15- 1 (443 -017_1) 上不動 15- 2 (443 -017_2)	
榎ノ尾川- 1 (443 -007_1) 榎ノ尾川- 2 (443 -007_2) 皿屋谷川 1 (443 -008) 田手ノ坂川 1 (443 -009) 幸助谷川 (443 -010) 皿屋南谷川 (443 -002) 皿屋南谷川 2 (443 -003) 白川川 1 (443 -004) 白川川 2 - 1 (443 -005_1) 白川川 2 - 2 (443 -005_2) 小中尾川 (443 -006) 松ノ尾川 (443 -007) 岩田尾川 (443 -009) 皿屋谷川 2 (443 -010) 田手ノ坂川 2 (443 -012) 馬場川 1 (443 -013)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)